

連 載

経済指標の窓 < 第 11 回 >

財政関連指標 健全化判断基準と再生判断基準

岡山 正雄

財政破綻を未然に防止する

07年3月、北海道夕張市が財政破綻し財政再生団体となった。従来、地方自治体の破綻への対処に対しては、1955年制定の地方財政再生特別措置法で定められていた。この法律では財政赤字が一定程度以上になると財政再生団体に指定され、国の管理下で財政立て直しを図ることとされていたが、財政破綻を未然に防ぐ枠組みがなく、また財政をチェックする対象も一般会計のみとしていた。

そこで、07年に自治体財政健全化法が制定され、従来の財政再生団体にあたる財政再生団体のほか、財政破綻に至る兆候がある自治体を早期健全化団体とし、財政健全化を前広に行う枠組みが作られた。また判断にあたっては一般会計だけでなく、公営企業や第三セクターも対象に含まれるようになった。

4つの指標で判断

早期健全化団体に該当するかは次の4つの健全化判断比率を用いる。

一般会計の財政赤字の規模を表す「実質赤字比率」
 一般会計以外も含めた財政赤字の規模を表す「連結実質赤字比率」
 地方債の返済額の規模を表す「実質公債費比率」
 地方債の返済額と将来支払う可能性のあるその他の負担の規模を示す「将来負担比率」

これらのうち1つでも、定められた健全化判断基準を上回ると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定と、

個別外部監査などが義務付けられる。

さらに、～のいずれかが定められた再生判断基準を上回ると、財政再生団体となる。この場合には外部監査の他、財政健全化計画よりも厳しい財政再生計画の策定などが義務付けられ、実質的に国の管理下に置かれる。特に財政再生団体になると、財政の均衡が求められ公債の発行が制限されることから、公共サービス提供に支障が生じ、住民の生活に深刻な影響を及ぼすことになる。

早期健全化団体は減少傾向

図表1には早期健全化基準以上に該当する、早期健全化団体及び財政再生団体の推移を示した。運用が開始された07年度には43の自治体が該当したが、直近の10年度は5つの自治体が該当するに留まっている。

この背景には早期健全化団体となった自治体が歳入増加や歳出削減に取り組み、財政健全化に向けた取組みを行ったことや、08年度以降、地方交付税交付金が増額され、歳入が改善したことなどが挙げられる。

いずれにせよ、財政破綻を未然に防ぐこの制度は、現状機能していると言えるが、仮に今後東日本大震災の復興が進まない場合には、被災自治体を中心に早期健全化団体が増加する懸念がある。

